

契 約 書 (案)

発注者ちばアクアラインマラソン実行委員会（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）とは、物品の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、次に記載した物品（以下「物品」という。）を次に記載した契約金額（以下「契約金額」という。）をもって次のとおり納入しなければならない。

1 品名及び数量 ちばアクアラインマラソン 2026 給水・給食関連物資（消耗品）の購入

2 契 約 金 額 金 円
（うち消費税額及び地方消費税額 円）

（注）「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により、売買金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

3 履 行 場 所 甲が指定する場所

4 履 行 期 限 令和 8 年 1 0 月 2 6 日

5 契 約 保 証 金 千葉県財務規則第 9 9 条の規定の例による

（契約の保証）

第2条 乙は、本契約の締結に当たり、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲が千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2）第 99 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

2 前項の契約保証金は、国債証券、地方債証券、その他確実と認められる担保の提供をもってこれに代えることができる。その場合、国債証券及び地方債証券はその額面金額により、その他のものは額面金額の 10 分の 8 以内（確実と認められる金融機関が振り出した小切手にあつては、小切手金額）をもって換算するものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

4 甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

5 契約保証金を還付するときは、利息を付さないものとする。

6 契約金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の契約金額の 10 分の 1 に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（検 査）

第3条 乙は、物品を納品するときは、その旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その通知を受けた日から 10 日以内に引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しているか検査を行わなければならない。

3 乙が前項の検査に立ち会わない場合は、甲は単独に検査を行い、その結果を乙に通知するものとし、乙はこれに対して異議を申し立てることはできない。

(危険負担)

第4条 甲は、前条に規定する検査に合格した時をもって物品の引渡しを受けたものとし、引渡し前に、甲と乙双方の責めに帰することができない事由により発生した物品の滅失又は損傷は、すべて乙の負担とする。

(追完請求)

第5条 乙は、物品が検査に合格しないときは、甲の指示に従い、遅滞なくこれを修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しをして甲に通知し、再びその検査を受けなければならない。

- 2 検査合格後であっても、甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、乙は、甲の指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。
- 3 前2項の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

(代金減額請求)

第6条 前条に規定する場合において、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は、甲と乙の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 第1項の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(代金の支払)

第7条 乙は、第3条の検査に合格したときは、代金の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による支払請求があったときから30日以内に、代金を支払わなければならない。

(履行期限の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに物品を納品することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲と乙が協議して定め、協議が整わないときは、甲が合理的な期限を定めるものとする。

(履行遅滞の場合における遅滞金)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに物品を納品することができない場合において、履行期限後に物品を納品する見込みがあると認めたときは甲は遅滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の遅滞金は、当初の履行期限の翌日から履行済みの日まで、契約金額から納品部分に対する支払金相当額を控除した額に対して本契約締結日における千葉県財務規則第120条第1項に規定する違約金の率を乗じて算出した額とする。
- 3 甲は、前項の乙の甲に対する遅滞金支払債務と甲の乙に対する契約金額支払債務とを対当額にて相殺することができる。
- 4 第2項に規定する遅滞金の率は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。

(支払遅延等における遅延利息)

第10条 甲は、その責めに帰すべき事由により、第7条第2項に規定する代金の支払いが遅れた場合には、乙に対して、遅延の日数に応じ、当該未払金額にこの契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(検査の遅滞)

第11条 甲は、その責めに帰すべき事由により、第3条2項に規定する期間内に検査を行わない場合においては、検査期限の日から検査を行った日までの期間の日数を、第7条第2項に規定する期間(以下、本条において「約定期間」という。)から差し引くものとする。また、遅延日数が約定期間を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前条の遅延利息を乙に支払わなければならない。

(催告による解除)

第12条 乙が本契約の期間内に全ての合格品を納めない場合、甲が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をしないで、この契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
 - (4) 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
 - (5) 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
 - (6) 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。
 - (7) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。
 - (8) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
 - (9) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。
 - (10) その他乙が本契約に違反したとき。
- 2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 14 条 前 2 条の規定により、この契約が解除されたときは、乙の責めに帰すべき事由がないと認められる場合を除き、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、違約金の金額に 100 円未満の端数があるとき又は違約金の金額が 100 円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 甲は、実際に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、そのを超える金額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。
- 3 乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に支払わないときは、指定された期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して第 9 条第 2 項に規定する率で計算した額を遅滞金として併せて甲に納付しなければならない。

(担保責任の期間の制限)

第 15 条 乙が甲に対して種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものを引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として第 5 条に規定する追完請求、第 6 条に規定する代金減額請求、第 12 条若しくは第 13 条に規定する契約の解除又は第 14 条に規定する違約金の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第 16 条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(契約の変更・中止)

- 第 17 条 甲は、乙の義務が履行されるまでの間は、契約の内容を変更することができる。ただし、この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要がある場合は、甲と乙が協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲と乙が協議してこれを定める。

(秘密の保持等)

- 第 18 条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 2 乙は、本契約の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(合意管轄)

第 19 条 甲及び乙は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第 20 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲と乙が協議してこれを定めるものとする。

以上の契約の締結を証するために本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 住 所 千葉県千葉市中央区市場町 1－1
氏 名 ちばアクアラインマラソン実行委員会
会 長 熊 谷 俊 人 印

受注者（乙） 住 所
氏 名 印